

SHINPU



社会保険新報

2026.6

No.907



明治神宮御苑 (渋谷区)



明治神宮の境内にある**明治神宮御苑**は、江戸時代は加藤家、井伊家の下屋敷の庭園でしたが、明治時代に宮内省の所轄となり、代々木御苑と呼ばれました。明治天皇が昭憲皇太后のために植えさせたという菖蒲田は、現在も大切に守り育てられ、6月になると約150種1500株の花菖蒲が見事な花を咲かせます。緩やかな小径には四阿（あすまや）や八つ橋などが配され、武蔵野の原風景を今に伝える都会のオアシスです。

INDEX

- **協会けんぽ東京支部** 定期健診（事業者健診）結果データの提供（P2）「健康経営実践企業認定制度」（P3）
- **日本年金機構** 算定基礎届〈定時決定〉／令和8年度「社会保険制度説明会」（P4） 月額変更届〈随時改定〉（P5）
- **実務に役立つ！** メンタルヘルス対策【対応】（P6）
- **フィオーレ健診クリニック** 特定保健指導／当日結果説明（P7）
- **東京社会保険協会**

レジャー施設	ホテル三日月グループ	イベント	「ジュラシック・パーク」 in コンサート2026
健診事業	脳検査・全身がん検査等の優待（P8）		

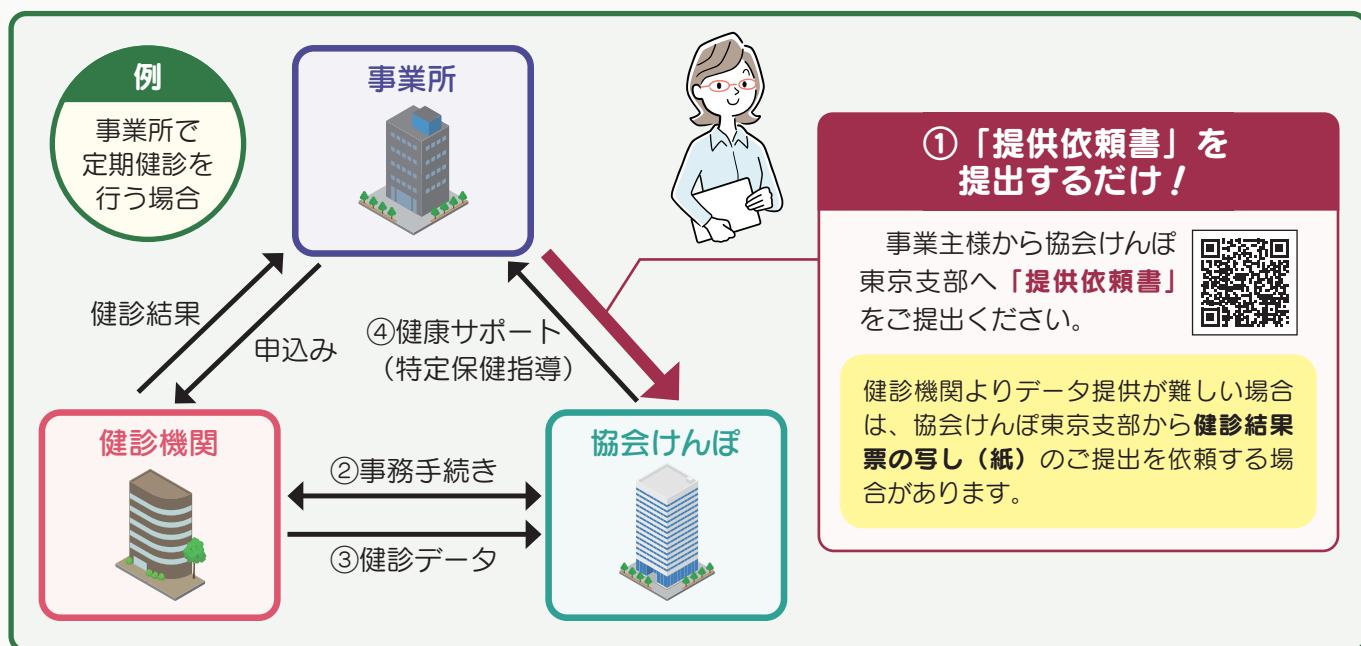
協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

事業主の
皆様へ

従業員の定期健診（事業者健診） 結果データの提供をお願いします

協会けんぽ東京支部では、加入者の皆様の健康の保持・増進を目的として、**定期健診（事業者健診）結果データのご提供**をお願いしています。※事業者健診とは、労働安全衛生法に基づいて会社が従業員に行う定期健康診断のことです。

データ提供までの流れ



定期健診（事業者健診）結果データを提供するメリット

自社の健康課題がわかる

健診結果から企業ごとの健康課題を見える化した「事業所カルテ」が、より精度の高いものになります。



健康サポート（特定保健指導）が受けられる

健診結果から生活習慣の改善が必要と判定された方は、保健師・管理栄養士による特定保健指導を**無料**で受けることができます。

保険料率の引き下げにつながる

平成30年度から導入したインセンティブ制度では、健診受診率が高いほど、東京支部の保険料率を引き下げる方向に働きます。



定期健診（事業者健診）結果データを協会けんぽへ提供することは、「高齢者の医療の確保に関する法律」「健康保険法」により義務づけられています。また、個人情報である健診結果を協会けんぽへ提供することは、法律で定められているため、個人情報保護法上も問題ありません。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

「健康経営実践企業認定制度」を活用して健康経営[®]を始めませんか？

協会けんぽ東京支部では、令和7年10月より、健康企業宣言[®]のひとつとして「健康経営実践企業認定制度」の運用を開始しています。この制度は、企業が健康経営を始める第一歩となるよう、協会けんぽ東京支部が企業の実情に即した取り組みの実践を支援し、健康づくりを実施するための土台づくりを促進する制度です。禁煙の促進やメンタルヘルスケアなどの取り組みを、協会けんぽのサポートを活用しながら実践していきます。労働力の減少や従業員の高齢化が進む今こそ、「健康経営実践企業認定制度」にエントリーして、できることから始めてみませんか？

※健康経営[®]は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。
 ※健康企業宣言[®]は、全国健康保険協会の登録商標です。

制度についてはこちら ▶

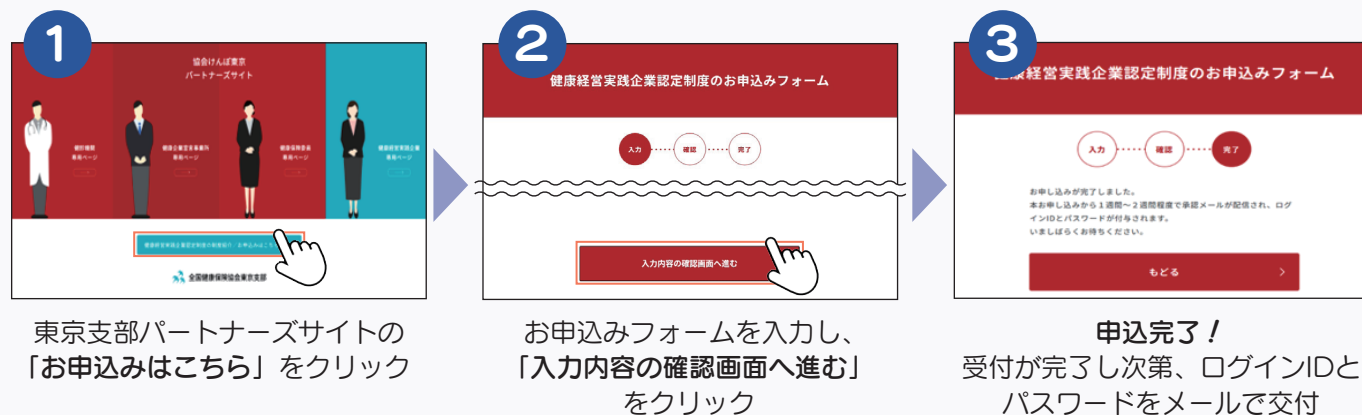


「健康経営実践企業認定制度」の申込方法

「健康経営実践企業認定制度」のお申込みは、専用ウェブサイト（東京支部パートナーズサイト）からお願いします！ [東京支部パートナーズサイトはこちら ▶](#)



かんたん ③ STEP WEBお申込みの流れ



その他の機能も充実！

- 「事業所カルテ」の閲覧（※）
- サポート資料のダウンロード
- 「宣言の証」や「認定証」の取得
- 1年間の取り組み状況の振り返り報告 など

※「健康経営実践企業認定制度」にエントリー済みの事業所限定の機能です。



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで



算定基礎届〈定時決定〉の提出を忘れずに

健康保険および厚生年金保険の被保険者（70歳以上被用者を含む）の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は、**7月1日現在**で使用しているすべての被保険者の3か月間（4月・5月・6月）に支払った報酬（賃金）を**算定基礎届**により届出します。厚生労働大臣（日本年金機構）はこの届出内容に基づき、**毎年1回**、標準報酬月額を決定します。これを**定時決定**といいます。算定基礎届により決定された標準報酬月額は、**原則1年間**（9月から翌年8月まで）の各月に適用され、納付する保険料や将来受け取る年金額などの計算の基礎となります。

届出用紙

6月中旬以降に順次、**事業所宛に送付**します。届出用紙（算定基礎届）には、5月中旬頃までに届出された被保険者の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額などを印字しています。

提出先

事務センター（郵送）または **管轄の年金事務所**（窓口持参）

提出期間

令和8年 **7月1日(水)～7月10日(金)**

提出方法

電子申請、電子媒体（CDまたはDVD）、**郵送**（算定基礎届の送付時に同封の返信用封筒をご使用ください）、**窓口持参**

保険者算定

厚生労働大臣（日本年金機構）が、4・5・6月の報酬の平均で標準報酬月額を算出することが著しく不当であると認める場合には、**保険者算定**が可能です。保険者算定の基準は次のとおりです。

- | | |
|---|---|
| 1 | 4・5・6月の3か月間において、3月以前分の給与を遅れて支給した、または、さかのぼって昇給し、数か月分の差額を一括して支給したなど、 通常受けるべき報酬以外の報酬を支給した場合 |
| 2 | 4・5・6月のいずれかの月において、 低額の休職給を支給した場合 |
| 3 | 4・5・6月のいずれかの月において、 ストライキによる賃金カットがあった場合 |
| 4 | 「4・5・6月の報酬の平均額から算出した標準報酬月額」と「前年の7月から当年の6月までの報酬の平均額から算出した標準報酬月額（支払基礎日数が17日未満の月を除く）」の間に 2等級以上の差が生じた場合 であって、その差が 業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合 |
| 5 | 報酬の支払い対象となった期間の途中で資格取得（途中入社）したことにより、4・5・6月のいずれかにおいて、 1か月分の給与が支払われない月（途中入社月）がある場合 |

詳細は **日本年金機構** **算定基礎届** **検索** に掲載しています。

令和8年度「社会保険制度説明会」開催のお知らせ

日本年金機構では、令和8年度の「社会保険制度説明会」を6月に開催します。算定基礎届の記入方法や年金制度に関する周知事項など、**事業主や社会保険事務担当の皆様**に役立つ情報をわかりやすく解説します。詳細は、日本年金機構ホームページ▶ **【事業主の皆さまへ】令和8年度社会保険制度説明会の開催** に掲載しています。

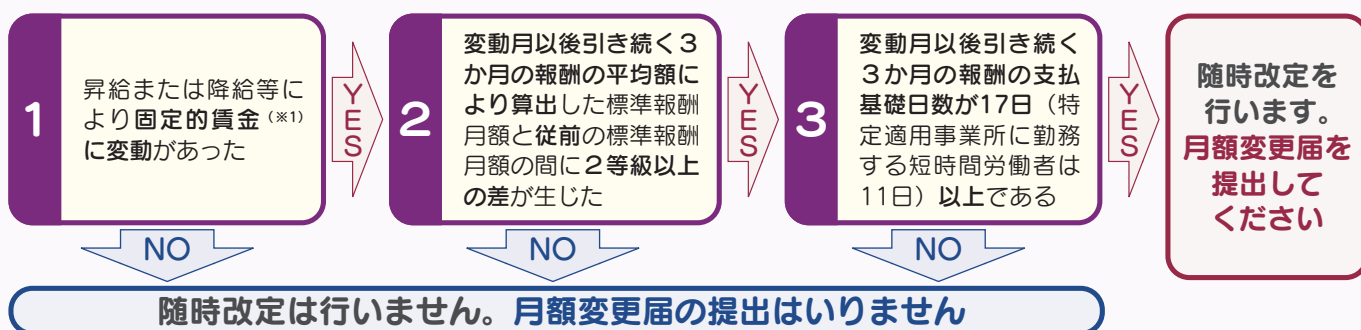


報酬が大幅に変動したら月額変更届〈随時改定〉

被保険者（従業員）の報酬（賃金）が昇給または降給等により大幅に変動したときであり、かつ、**一定の要件に該当**した場合は、算定基礎届による定時決定を待たずに、変動後の報酬を初めて受けた月から起算して**4か月目**（例：4月に支払われる報酬に変動があった場合は7月）の標準報酬月額から改定します。これを**随時改定**といい、**月額変更届の提出**が必要です。再び随時改定がない限り、6月までに随時改定により決定された標準報酬月額は、当年の8月までの各月に適用されます。また、7月以降に改定により決定された標準報酬月額は、翌年の8月までの各月に適用されます。



次のすべてに該当したら月額変更届の提出してください



（※1）**固定的賃金**とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます。固定的賃金の變動に該当する例として、昇給・降給、給与体系の変更、日給や時間給の基礎単価の変更、歩合給等の単価・歩合率の変更、住宅手当等の固定的な手当の追加・支給額の変更などです。

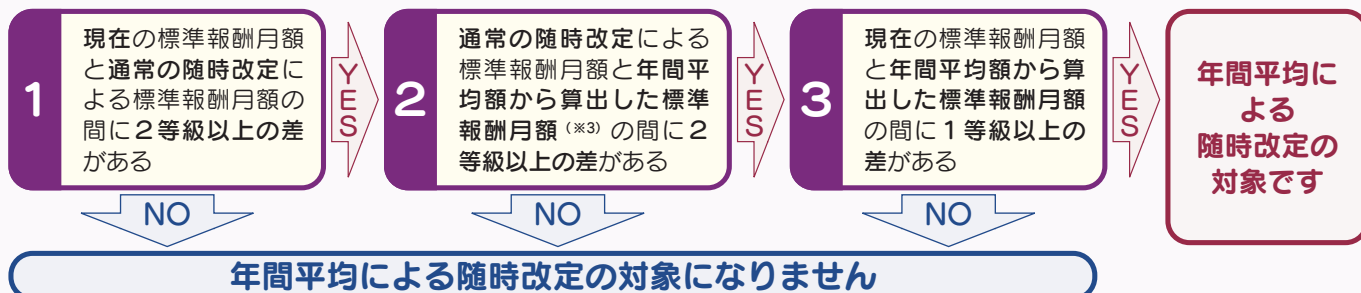
次の場合は月額変更届の提出は不要です

「**固定的賃金は上がったが、非固定的賃金**（※2）が減少した」または「**固定的賃金は下がったが、非固定的賃金が増加した**」ため、変動月以後引き続き3か月の報酬の平均額により算出した標準報酬月額と従前の標準報酬月額の間に、**固定的賃金の變動と異なる方向で2等級以上の差が生じた場合は、月額変更届の提出は必要ありません。**

（※2）**非固定的賃金**とは、残業手当、能率手当、日直手当、勤務手当、精勤手当など、支給額が月によって変わるものをいいます。

次のすべてに該当したら年間平均による随時改定の対象です

固定的賃金に変動があり、月額変更届に該当するものの、業務の性質上、**繁忙期に業務が集中**する等で**非固定的賃金の著しい増加が例年見込まれる**ときは、年間平均による随時改定の対象となります。



（※3）**年間平均額から算出した標準報酬月額**とは、変動月以後引き続き3か月の間に支払われた**固定的賃金の平均額**に、変動月以前引き続き9か月および変動月以後引き続き3か月の間に支払われた**非固定的賃金の平均額**を加えた額から算出した標準報酬月額をいいます。

詳細は **日本年金機構** **月額変更届** **検索** に掲載しています。



メンタルヘルス対策【対応】

社会保険労務士 有瀧 裕子（ドリームサポート社会保険労務士法人）

長期化や再発がしやすく年々増加傾向にあるメンタルヘルス不調による休職。休職者が安心して復職するためには、休職開始から復職後まで、会社の一貫した支援が求められます。今回は休職開始後の【対応】について抑えるべきポイントを整理します。

定期的なコミュニケーションでつながりと安心を届ける

休職中の従業員は孤独を感じやすくなります。月1回程度、本人負担の少ない連絡方法でつながりを保ち、治療の状況や必要な支援を把握しましょう。会社からは、傷病手当金や休職制度についての案内、社内手続きのサポートを明確に伝えます。

休職期間の中期以降は、リワーク（復職準備訓練）施設や産業医面談の情報提供を行います。復帰を急かす表現を避け、「会社はあなたの回復を最優先に考えている」というスタンスを示すことが、本人の安心につながります。



復職の最終判断は会社が行う

会社は主に右記について情報収集を行い、最終的に復職を認めるかを判断します。主治医が「就業可能」と診断しているから、というだけで安易に復職させることは避けましょう。

- ① 医師（主治医や産業医）の意見
- ② 本人の意思
- ③ 職場の受け入れ態勢

本人が復職へ強い意思を示す場合でも、職場の受け入れ態勢が整っていないと再休職のリスクが高まります。短時間勤務や業務の軽減などを行った状態での受け入れが可能か、さらにその後の段階的な復職計画について、部署側と協議しておきましょう。

試し出勤制度

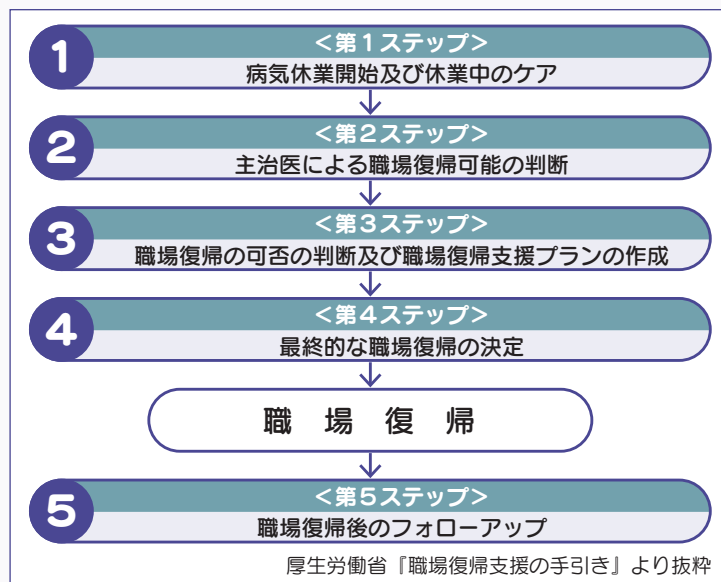
復職の判断材料として、試験的に一定期間継続して出勤に近い経験をさせることも、復職へのステップとして有効です。実施する際は、有給か無給かを明確にしておくことが重要です。

復職はゴールではなくスタートであると認識しよう

復職直後から3か月は、最もメンタルヘルス不調が再発しやすいとされています。上司、人事、産業医との面談を定期的に行い、勤務状況を細かく確認していきましょう。あらかじめ定めておいた復職計画の評価や見直しを行いながら、小さな変化や不調のサインを早期に把握できる環境をめざします。早期対応こそが、再休職の予防に直結します。



■ 職場復帰支援の流れ



職場復帰支援の流れ（左図）に沿って基準や手続きをあらかじめ定めておくと、休職者本人の安心と会社側の負担軽減につながります。日ごろから、継続的な研修などを通じてメンタルヘルスに関する正しい理解を職場全体に浸透させることも大切です。



東京社会保険協会  フィオーレ健診クリニック からのお知らせ

受けないなんて、もったいない！ 特定保健指導をご利用ください



特定保健指導は、40～74歳の方を対象として、メタボリックシンドロームの予防や解消のために、専門スタッフ（保健師や管理栄養士）が無料で直接サポートする仕組みです。

* 健診結果に基づいて、動機付け支援・積極的支援にレベル分け（階層化）されます。
判定基準は [コチラ](https://www.k-fiore.jp/support/health-guidance/#Judgment) (https://www.k-fiore.jp/support/health-guidance/#Judgment)

専門スタッフがサポートします！

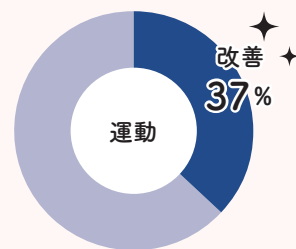
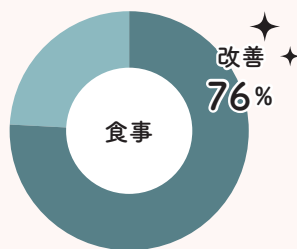
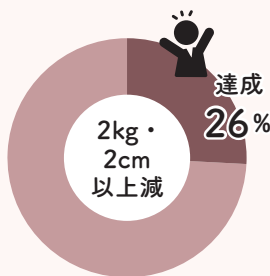


フィオーレ健診クリニックでは、健診当日に保健指導を受けることができます。
(ご加入の健康保険組合等との契約内容により実施)



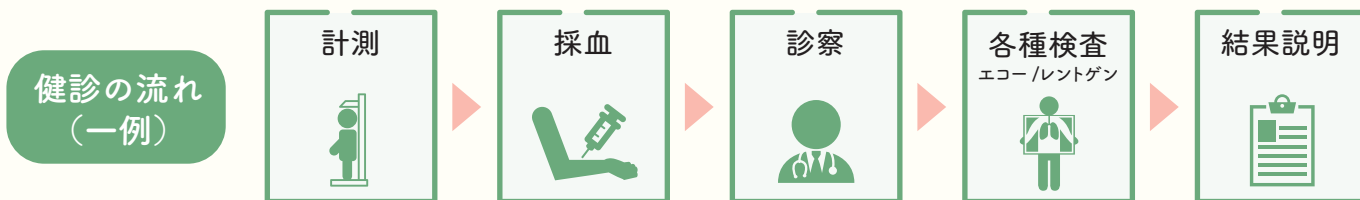
「積極的支援」に該当された方は、専門スタッフが継続的なサポートを行います。
サポート方法は、電話・手紙・メール・面談から選択いただけます。

特定保健指導にご参加された方のうち、26%の方が体重2kgの減量・腹囲2cmの減少を達成しました。また、食生活は76%、運動習慣は37%の方に改善がみられました。



医師による当日結果説明

指定の項目が網羅された人間ドックをご受診の方は、健診当日に医師による健診結果の説明を行っています。健診結果が示す意味や、精密検査の必要性などを直接お伝えします。



一般財団法人 東京社会保険協会
フィオーレ健診クリニック



都営大江戸線・東京メトロ副都心線
「東新宿」駅 A2出口から徒歩1分

〒160-0022 東京都新宿区新宿7-26-9 フィオーレ東京



健診予約専用ダイヤル
03-5287-6211

月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00
土曜日（健診実施日のみ） 9:00～12:00

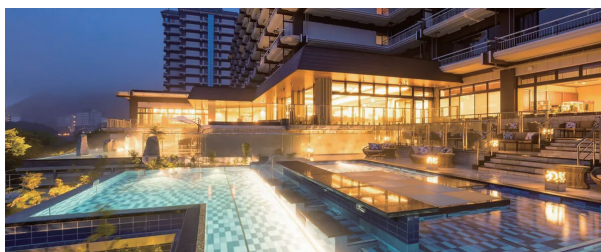


<https://www.k-fiore.jp/>
健康診断の詳細は、ホームページをご覧ください

レジャー施設 (宿泊)

ホテル三日月グループ

ホテル三日月グループの宿泊施設が、通常宿泊料金の**10%OFF**でご利用できます。各施設ならではの温泉・部屋・料理・おもてなしを、お得な料金にてご堪能ください。



日光きぬ川スパ・ホテル三日月 ナイトおぼろ

対象施設

- 龍宮城スパ・ホテル三日月 (龍宮亭・富士見亭)
- 日光きぬ川スパ・ホテル三日月

希望する施設に直接予約のうえ、東社協ホームページから「会員限定ご利用券」をダウンロードして、当日受付に提出してください。



会員特典

▶ 宿泊施設の利用割引

イベント (キョードー東京)

「ジュラシック・パーク」 in コンサート2026



映画「ジュラシック・パーク」がコンサートホールで蘇る！大スクリーンとフルオーケストラの生演奏で、あの衝撃と感動を臨場感たっぷりに再現します。

- 公演日時 **8月8日(土) 17時開演**
- 会場 東京国際フォーラム ホールA(千代田区)
- 料金 **優待料金**
- 販売期間 **7月5日(日) まで**

キョードー東京にアクセスし、東社協ホームページに記載のID/パスワードを入力してください。



会員特典

▶ 観劇・コンサートのご優待

健診事業

脳検査・全身がん検査等の優待

昨年よりさらにお得！

優待料金を見直し、昨年よりもお得な金額でご案内します。ぜひご受診ください！

メディカルスキャンング

首都圏43施設いずれも最寄り駅から5分圏内！会社や自宅の近くなど、お好きな場所をお選びください。

- 脳MRI 定価 33,200円 → **25,000円**
- MRI上腹部検査 定価 28,800円 → **27,000円**
- MRI全身がん検査
 - 男性 定価 114,400円 → **105,000円**
 - 女性 定価 137,500円 → **110,000円**



会員特典

▶ 脳検査・心臓ドック等の料金割引

新規入会を随時受付中！

ホームページ **会員特典** ▶ **入会のご案内** からお申し込みください。

【お問い合わせ】 会員事業課 ✉ jigyo@tosyakyo.or.jp ☎ 03 (5292) 3596

